

氏名（生年月日）	オオニシノブユキ 大 西 信 行	(1970年12月30日)
学位の種類	博士（史学）	
学位記番号	文博乙第77号	
学位授与の日付	2024年3月14日	
学位授与の要件	中央大学学位規則第4条第2項	
学位論文題目	足利義満の対外姿勢と元明交替	
論文審査委員	主査 坂田 聰 副査 西川 広平・山内 晋次	

### 内容の要旨及び審査の結果の要旨

#### (1) テーマ設定に関して

本論文は、明王朝の皇帝から「日本国王」に冊封されたことを受け入れて、いわゆる「勘合貿易」の原型を作った足利義満の対外姿勢を、明王朝との関係を基軸にして論じたものである。

具体的には、明王朝の外交政策として名高い「海禁—朝貢システム」なる仕組みが、王朝成立期から確固として存在していることを自明の前提とする通説の研究視角、言い換えれば、足利義満が明王朝より「日本国王」に任じられることを一貫して望み続けたとみなす立場を批判し、元明交替期の中国大陸の情勢を踏まえた明王朝の対外政策の変遷を確認した上で、それぞれの時期の状況に、足利義満、さらには室町幕府・北朝がどのように対応していくかというのを、史料にもとづき詳細に論じている。

その問題関心は適切であり、研究史に大きなインパクトを与えるテーマ設定だといえる。

#### (2) 研究方法の適切性に関して

本論文の方法論的な特色としては、以下の二点があげられる。

- ① 中世後期の対外関係史をめぐる多くの先行研究をしっかりと読み込み、その成果と残された課題を明らかにした上で、自らの研究テーマを設定する。
- ② 中国や韓国に残されている日本に関する史料を蒐集・読解することによって導き出された実証的な成果にもとづいて議論を展開する。

上記の①と②は、歴史研究における「車の両輪」であり、文字どおり歴史学の王道に当たる、きわめて適切で手堅い研究方法だということができる。

### (3) 論文構成と論理性に関して

本論文の章立て構成は以下のとおりである。

#### 序章 問題の所在

#### 第1部 足利義満による「日本国王」名義獲得の過程

第1章 応永八年までの足利義満の対明姿勢

第2章 明の洪武帝による義満への叱責と『良懷上表文』

第3章 『良懷上表文』は洪武九年に齎されたものか

第4章 洪武帝にとっての朝貢国「日本」

#### 第2部 日本国外における洪武年間の日本情報

第5章 明代における日本情報の概観

第6章 16世紀半ばから後半における洪武年間当時の日本情報

—胡惟庸・林賢事件を中心にして—

第7章 朝鮮半島に伝わった『日本国考略』

第8章 朝鮮王朝実録に収められた二つの『良懷上表文』

#### 終章 結論と今後の課題

本論文は序章・第1部（第1章～第4章）・第2部（第5章～第8章）・終章からなり、総字数は20万字弱（194,400字）である。

序章では、前近代日本の対外関係史が展開する場を「東アジア」と呼び、この「東アジア」の国際秩序を支配する論理を「冊封体制」とみなした西嶋定生以来の通説について、批判的な検討を加えた上で、それに代わる新たな仮説的概念として「中華の対抗・相克」というモデルを提示する。

さらに、室町幕府の外交活動に迫るための方法として、①幕府が外交主体となる過程と、外交主体としての立場を確立したことの意義の検討、②勘合貿易の運営方法と利益構造の検討、③輸入品の流通過程や入明僧の検討―という三つのアプローチ方法をあげ、本論文ではこのうちの①の方法を用いて、足利義満が明王朝との交渉を始めてから、同王朝と関係を確立するまでの過程を探る一とする。

第1章～第4章からなる第1部では、足利義満が建国間もない明王朝の皇帝によって「日本国王」と認定され、最終的に義満がそれを受け入れるまでの経緯を、具体的に考察した。

まず第1章においては、1367年に將軍家の家督を継いだ足利義満が、1368年に建国された明王朝の第2代皇帝建文帝から、1401年に「日本国王」と認定されるまでの期間、義満がどのような外交姿勢をとっていたかを論ずる。具体的には、明王朝の初代皇帝洪武帝によって、南北朝内乱期の一時期、九州に勢力を張っていた南朝方の征西將軍懷良親王が1371年に「日本国王良懷」と認定され、同勢力の衰退後に、義満が「日本国王良懷」名義の使者を明王朝に派遣したという周知の事実を踏まえ、なぜ義満は他人名義で使者を派遣したのか、また、ある段階以降、自らの名義で使者を派遣

するに至ったのか—という課題について考察を進めた。

続いて第2章では、「日本国王良懷」が明王朝にもたらしたとされる好戦的な上表文（いわゆる「良懷上表文」）を取り上げ、その全文の復元を試みた上で、同上表文は1379年（洪武12）から1380年（洪武13）にかけての明王朝側の対日姿勢の大転換（いわゆる「林賢事件」を契機にして、朝貢国としての位置づけから断交へと舵を切る）を受け、1386年（洪武19）に義満あるいは室町幕府の使者宗嗣亮によって明王朝にもたらされたものであると結論づけた。

第3章は第2章の補論に当たる。すなわち、「良懷上表文」は直接的には1381年（洪武14）に日本国王使が入明した際に、明王朝側が日本に発した「移書」に対する応答として1386年（洪武19）に明王朝にもたらされたとみなす大西の見解を批判した村井章介は、それは1376年（洪武9）に入明した日本国王使がもたらした可能性が高いとの新説を発表したが、第3章ではこの新説が成り立ち難いことを指摘した。

第4章においては、建国当初（上記の対日姿勢の大転換に至るまで）、日本を朝貢国と位置づけて、盛んに使者の派遣を促し続けた洪武帝にとって、朝貢国としての日本がいかなる存在であったかということについて、他の朝貢国と比較しつつ論じた。そして、明王朝による対日断交の本質的な要因は、朝貢使の実態が商人だったことや、倭寇に対するいら立ちといった個別の問題にあった訳ではなく、あくまで臣従を拒み、洪武帝の意を満たすことがなかった足利義満の態度自体にあったとの結論を導き出した。

第5章～第8章からなる第2部では、第1部の各章における論証の前提となる諸史料、すなわち、明代に関する各種典籍に収められている14世紀後半の日本をめぐる情報について検討を加えた。第II部は、いわば日本国外における日本情報についての史料論に当たる。

第5章においては、明王朝時代に日本についてどのような情報が蒐集され、それがいかなる典籍に収められているか明らかにした上で、これらの典籍の編纂の事情、構成、史料の性格などを概観した。

第6章では、第1部の第2章・第3章の内容にかかわる重要な出来事である1386年（洪武19）の「林賢事件」に関する史料について考察し、同事件に関する言説が、どのように形成されたか論じた。同事件に関する最も古い情報は、事件の翌年に編纂された『御製大誥三編』であるが、その内容は捏造の可能性がきわめて高く、にわかに信用できないことが、多くの東洋史研究者によって指摘されている。この捏造事件を明王朝がいかにして正当化するかが重要となるが、その後、同事件に触れた諸史料においては、捏造の辯護合せに四苦八苦し、ついには荒唐無稽な物語までできあがっていったことを、史料にもとづき具体的に明らかにした。

第7章においては、明王朝において編纂された日本研究書のうちで一番古い『日本国考略』が朝鮮にも伝わった事実を明らかにした。そして、早稲田大学が所蔵する同史料の写本を検討することにより、1555年に倭寇の船が朝鮮半島の南岸を襲った事件をきっかけにして、日本を対象とした海防への関心が高まり、同書の写本が作成されたことを指摘した。

第8章では、第1部の各章のメイントピックであった「良懷上表文」の伝播について論ずる。具

体的には、「良懷上表文」が16世紀末や18世紀半ばの『朝鮮王朝実録』において引用されたことを指摘し、この上表文が中華王朝と交戦状態にある国が中華王朝に対して発する講和の呼びかけのテンプレートとして、時間的・空間的に広がって用いられていく様子を確認した。

最後に終章では、各章及び本論文全体を通して明らかにできたことを、序章で提起した本論文の課題を踏まえつつ総括して稿を閉じた。

以上のごとく、本論文は序章において提起した「室町幕府、あるいはその最高権力者たる室町殿にとって、外交とはどのような意味を持つ活動だったのか」という課題について、足利義満が建国間もない明王朝の皇帝によって「日本国王」と認定され、最終的に義満がそれを受け入れるに至るまでの経緯を真正面から考察した第1部と、明王朝や朝鮮王朝に関する多くの典籍に当たることによって、第1部の考察の前提となる史料をピックアップするとともに、そこに示されている日本に関する情報や、その真偽について検討を加えた第2部とからなる整然とした構成をとっている。また、以上の研究課題を個々の章で具体的に考察した上で、終章ではその結論のまとめと一般化がはかられており、論理的な一貫性に関しても問題はない。

#### (4) 論文の形式に関して

学術的な用語については、概ね正確な定義づけがなされている。関連史料の適切な引用と読解はもとよりのこと、参考文献の引用と注記も作法に則っており、指摘すべき問題は特段ない。

#### (5) 独自性と意義に関して

本論文の独自性と意義に関しては、以下の諸点があげられる。

第一に、本論文は先行研究の多くがあまり目を向けることのなかった明王朝や朝鮮王朝に関する典籍類に幅広く当たり、厳密な史料批判と一字一句を疎かにしない緻密な史料解釈を行うことによって、個々の歴史的事実を慎重かつ丁寧に確定する作業を進めている。その実証的な手法はきわめて堅実であり、本博士学位請求論文の筆者大西信行には、何よりも実証を重んじる歴史学者としての資質が十分に備わっているとみなすことができる。

第二に、日本と明王朝との外交関係について、数百年のスパンで漠然と論じるのではなく、日本側は足利義満が室町殿として権力を振るった時期、明王朝側は建国初期、具体的には初代皇帝洪武帝と二代皇帝建文帝の治世の時期に焦点を絞り、その間の状況の変化や両国関係の変化の詳細を明らかにした点は、オリジナリティの高い見解だといえる。

第三に、その結果、洪武帝による対日政策の決定的な転換期や、足利義満が「日本国王」という立場を受け入れざるをえなくなった経緯など、これまで論じられることのなかった事実を浮き彫りにしたことは、大きな意義を持つ。

第四に、本論文はあくまでも室町幕府、特に足利義満の対外姿勢を論じた論文でありながら、上述のごとく、その依拠する史料の多くは中国や韓国に残された典籍類である。日明関係史をめぐるこれまでの研究がほとんど注目することのなかったこれらの史料を積極的に活用することにより、

新たな歴史像の構築を目指した点は、高く評価できる。

第五に、本論文は中世後期の対外関係史をめぐる日本側の先行研究への目配りはもとよりのこと、中国側の先行研究についてもしっかりと目配りしている点もまた、特筆に値する。

第六に、いわゆる「林賢事件」に関する東洋史研究者の研究成果を踏まえた上で、「良懷上表文」が作成された理由と、それが明王朝にもたらされた時期について、これまでの研究を刷新する結論を導き出したことも、本論文の独自性としてあげることができる。

以上、本論文に結実した重要な研究成果を6点にわたり記してきたが、その一方で、意欲的な研究であることの裏返しとして、本論文には若干の課題も存在する。

- ① 本論文の序章において、「東アジア世界」論と「冊封体制」論に対する批判がなされ、「冊封体制」に代わる新たな概念として、「中華の対抗・相克」なるモデルが提示されているが、各章の内容が上述の議論と関わっていることはわかるものの、その点について真正面から論じている部分が見当たらない。本論各章の内容を踏まえつつ、たとえば終章において序章で提示した上述の議論に対する筆者なりの回答を明示する必要があったと思われる。
- ② 本論文は第Ⅰ部と第Ⅱ部とからなり、個々の章の内容は興味深いが、第Ⅰ部と第Ⅱ部の関連性が今一つわかりにくい。章立てをひと工夫することで、論文としての完成度がさらにアップした。
- ③ 「本論文の独自性と意義」の第二で述べたように、本論文は14世紀後半という比較的短いスパンで日明関係の転換を詳細に論ずるという点では大きな成果を収めている。本論文を通読すると、筆者の大西はこの転換以降、戦国期に至るまでほぼ同一の体制が継続したとみなしているようだが、15～16世紀の日明関係についても、終章あたりで一定の展望を示して欲しかった。

#### (6) 不正行為に関して

史料やデータ等の改ざんは認められない。また、先行研究の引用方法も適切であり、確認したところ盗作等の不正行為が行われた痕跡もない。

大西信之氏から提出された博士学位（乙）請求論文「足利義満の対外姿勢と元明交替」は、(5)に記した若干の課題も見受けられるものの、それを補って余りあるほどの綿密な論証に支えられた、意欲的かつ独創的な論文であり、本論文の成果が室町期日本の対外関係をめぐる研究に資することは疑いない。

よって審査委員は全員一致で、本論文が博士（史学）の学位授与に値する論文だと判断する。